

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく情報公表及び一般事業主行動計画

### 情報公開

採用した労働者に占める女性労働者の割合	72.5%	令和4年度
男女の継続勤続年数	男性 13.8年 女性 12.7年	令和5年3月31日現在
各月ごとの労働者の平均残業時間等の労働時間の状況	6月 7.6時間 8月 2.1時間 3月 2.3時間	令和4年度一人一カ月平均 (その他の月は法定労働時間内で 年度合計も法定労働時間内)
管理職に占める女性労働者の割合	70.6%	令和5年4月1日現在
係長職に占める女性労働者の割合	78.9%	令和5年4月1日現在
男女の賃金の差異	全労働者 94.2% 正職員 96.3% 有期職員・パート 101.5%	対象期間：令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日) 対象者：正職員、有期職員・パート 賃金：通勤手当を除く ※パートについては、正職員の所定労働時間で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出

### 行動計画

女性職員が個性と能力を十分に発揮し、職場において活躍できるよう行動計画を定めます。

- 1 計画期間 令和元年9月1日から令和6年8月31日までの5年間
- 2 内容

目標1：年次有給休暇の付与日数が10日を超える職員全てが、5日以上有給休暇を取得できるようにします。

<対策>

- ・令和元年10月から年次有給休暇に半日単位及び時間単位での取得を制度化するとともに、所属長が職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得の少ない職員に対し意見聴取のうえ、取得時季を指定します。

目標2：労働者の月ごとの平均残業時間を法定労働時間内にします。

<対策>

- ・令和2年4月から人事管理システムを稼働させ、勤怠管理や労働管理を改善するとともに、所属長が職務の遂行状況を把握し、適宜・適切に時間外勤務命令を発することで、残業を減らします。